

木津川市告示第129号

木津川市ごみ集積容器整備補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年11月27日

木津川市長 河井 規子

木津川市ごみ集積容器整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭から排出される一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の飛散及び鳥獣による散乱を防止するため、ごみの拠点回収場所にごみ集積容器を整備する経費に対し、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号。以下「規則」という。）の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 拠点回収場所 市内の行政地域、区、自治会、町内会及び組（以下「行政地域等」という。）が設置し、当該行政地域等の区域内に居住する3世帯以上がごみを排出する場所をいう。ただし、専ら一つの集合住宅の居住者が使用する場所及び開発行為（木津川市開発指導要綱（平成19年木津川市告示第120号）第2条第1号の開発行為をいう。）により新たに必要となる場所を除く。

(2) ごみ集積容器 拠点回収場所においてごみを収納するために用いる開放部のない箱状の格子金網等で覆われた折り畳み式又は固定式のもので、耐久

性があり、かつ、原則としてごみを収集する際に内部への進入を要しない形のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、責任を持ってごみ集積容器を維持管理できる行政地域等とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助率及び補助金の上限額等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助対象経費等)

第5条 前条に規定する事業の補助対象経費等は、別表第2に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する申請は、ごみ集積容器整備補助金交付申請書（別記様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて行政地域等の代表者が行うものとする。

- (1) 抛点回収場所の位置図及びごみ集積容器の配置図
- (2) 事業の見積書
- (3) 抛点回収場所となる土地の所有者及び利用者の同意書（別記様式第2号）
- (4) ごみ集積容器の設置に係る誓約書（別記様式第3号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の基準)

第7条 市長は、行政地域等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金を交付しない。

- (1) ごみ集積容器を第1条の目的以外に使用すると認めるとき。
- (2) 第3条の要件を満たさない又は満たさないおそれがあるとき。
- (3) ごみ集積容器の設置後、3世帯以上が利用すると認められないとき。
- (4) ごみ集積容器の設置により、道路の通行、公園の利用又はその他公共施設の使用を妨げるおそれがあるとき。ただし、折り畳み式のごみ集積容器を収集日に一時的に設置する場合で、あらかじめ当該公共施設の管理者の了解を得た

ものを除く。

(5) 同一の拠点回収場所において、過去5年間（当該申請に係る年度を含む。）に補助金の交付を受けてごみ集積容器を整備しているとき。

(6) 同一の拠点回収場所において、当該年度に木津川市防鳥用ネットの貸与及び譲渡に関する要綱の規定により防鳥用ネットの貸与を受けているとき。

(交付決定通知)

第8条 規則第6条に規定する通知は、ごみ集積容器整備補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第4号）によるものとする。

(変更申請)

第9条 規則第9条第1項に規定する変更申請は、ごみ集積容器整備補助金変更交付申請書（別記様式第5号）によるものとする。

2 次に掲げる全ての事項に該当する変更については、前項の変更申請を要しない。

(1) ごみ集積容器の設置場所の変更を伴わないもの。

(2) 別表第1に掲げる補助対象事業の区分の変更を伴わないもの。

(3) 補助対象経費の増減が2割以内であるもの。

(変更交付決定通知)

第10条 規則第9条第2項に規定する通知は、ごみ集積容器整備補助金変更交付決定（却下）通知書（別記様式第6号）によるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する報告は、ごみ集積容器整備補助金実績報告書（別記様式第7号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて行政地域等の代表者が行うものとする。

(1) 事業完了後の拠点回収場所及びごみ集積容器の写真

(2) 補助対象経費の支出を証する書類

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条に規定する補助金交付額の確定通知は、ごみ集積容器整備補助金交付額確定通知書（別記様式第8号）によるものとする。

(請求手続)

第13条 前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた行政地域等の代表者は、ごみ集積容器整備補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長へ提出しなければならない。

(免責)

第14条 補助金の交付を受けて設置したごみ集積容器の使用に起因して生じた事故及び損害については、市は責任を負わないものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条、第9条関係)

| 補助対象事業 | 補助率 | 補助金の上限額 | その他 |
|-----------------------|---------------|---|---|
| 新たにごみ集積容器を購入又は製造する事業 | 補助対象経費の4分の3以内 | 14万円 (ただし、5世帯以下が利用するものにあっては6万5,000円とする。) | 補助金の額に1円未満の端数を生じた場合、その端数を切り捨てる。 同一の拠点回収場所において、ごみの分別区分に応じ複数のごみ集積容器を購入、製造又は修繕(以下「購入等」という。)する場合、ごみ集積容器1点ごとに左欄の上限額を適用する。上記の端数の取扱いについても同様とする。 |
| 現に使用しているごみ集積容器を修繕する事業 | 補助対象経費の全額 | 10万円 (ただし、5世帯以下が利用するものにあっては4万8,000円とする。) | |

別表第2 (第5条関係)

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助対象外経費 | その他 |
|-----------------------|---|---|---|
| 新たにごみ集積容器を購入する事業 | ごみ集積容器 本体の購入から設置までに要する費用 (ただし、行政地域等が自ら設置する場合は本体の購入費用に限る。) | 拠点回収場所 である土地の使用に際して必要となる費用、現に使用する容器の処分に要する費用 | 購入は、新品に限る。 見積書等により、補助金の申請時において購入等に係る費用が適切であると認められるものに限る。 |
| 新たにごみ集積容器を製造する事業 | ごみ集積容器 本体の製造から設置までに要する費用 (ただし、行政地域等が自ら製造する場合は本体の材料費に限る。) | 拠点回収場所 である土地の使用に際して必要となる費用、現に使用する容器の処分に要する費用 | |
| 現に使用しているごみ集積容器を修繕する事業 | ごみ集積容器 本体の修繕に要する費用 (ただし、行 | ごみ集積容器の移動に要する費用 | |

政地域等が自
ら修繕する場
合は本体の材
料費に限
る。)